

# 第53期（2026年度）事業計画書

2026年3月14日

第249回 理事会

## 基本的事項

### I. 被害者救済事業（公益目的事業1）

#### 1. 2025年度（第三次10ヵ年計画後期1年度）の取組状況

##### (1) ブロックの事業と運営の推進

第52期は、第三次10ヵ年計画後期（2025～2030年度）の1年度として、守る会、地域救済対策委員会、行政などの関係者の協力を得て、第三次10ヵ年計画及び「40歳以降の被害者救済事業のあり方」（以下、「あり方」）に基づき、2つの重点事業を中心に各種の事業・運営の課題に適切に取り組んだ。2つの重点事業の関係では、「あり方」に基づく「自主的健康管理の援助要綱」及び「障害のある被害者の生活設計実現の援助要綱」にしたがって事業を計画的に実施した。また、Web会議システムを活用して2つの重点事業の担当者会議を実施し、第三次10ヵ年計画後期の取組についての共通認識を図った。

70歳以降の被害者に対する適切な事業の推進に活かすため「被害者実態把握調査2025」を実施した。2025年3月に決定した「終生にわたる事業と運営・体制の構想」については、守る会や専門家など関係者に報告した。

##### (2) 自主的健康管理の援助

救済事業協力員体制と活動の前進により、被害者同士の連帯した自主的健康管理の取組が図られた。救済事業協力員（以下、協力員）は630名（2026年3月末見込み）が活動し、協力員による被害者同士の対話を重視した「呼びかけ」活動を進めた。また、「被害者実態把握調査2025」の周知にも協力を得た。

健診受診の定着がみられない対象者への個別の受診勧奨や、専門家（相談員など）の協力を得て2022年度に決定した「『自主的健康管理の援助要綱』に関わる健診（検診）受診結果に対するアドバイスについて」に基づいた健診（検診）結果のフォロー及び要精密検査・要治療の対象者への対応を行うなど、自主的健康管理の援助に取り組んだ。

健康懇談会では、高齢期の健康課題をテーマに実施したり、地域包括支援センターなど地域の支援機関から講師を招き介護保険制度や地域の社会資源の理解を図ったりする取組を進めた。

がん及び生活習慣病等の対策の一環として、肝炎ウイルス陽性者に対して専門医療機関での受診を促進したり、禁煙に関心のある被害者には専門家（相談員など）の協力を得て相談対応を継続したりした。口腔衛生・口腔機能の維持・向上については、かかりつけ歯科医での受診を勧奨したり、オーラルフレイルに着目して取り組んだりした。

また、自主的健康管理のための自主的グループ活動については、障害のある被害者の参加のしやすさや希望を重視した企画や、理学療法士を講師とする企画など被害者の主体的な活動がみられた。

「私の健康設計（60歳代）」に代わる「これからの私」の活用促進については、ブロック広報紙に活用方法を掲載したり、協力員の「呼びかけ」活動や健康懇談会を通じて行ったりした。

高齢期の課題に対する総合的な相談については、地域の社会資源を主体的に活用できるように援助することを基本とし、地域に結びつくことが困難な被害者には行政協力を得て個別に対応した。

### (3) 障害のある被害者の生活設計実現の援助

「私の生活設計と協会援助プラン」を取組の基本とし、被害者の現状と課題を明らかにして生活設計実現援助の取組を「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」を踏まえて実施した。

「生活の場」や「後見的援助」の確保や身体機能の低下などでこれらの変更が必要な対象者については本人の思いを確認しながら適宜対応した。障害者総合支援法及び介護保険法が適用される対象者の、サービス利用への相談援助を実施した。また、個々の障害のある被害者に対する適切な後見・介護を確保するため、障害者総合支援法・介護保険法の関連事業や成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用促進を図る後見・介護事業を継続した。

糖尿病など生活習慣病や二次障害などの健康課題、介護態勢や日中活動の変化及び急な入院・手術や災害など緊急時の対応の課題、後見人の身上保護や意思決定支援の課題などについても取り組んだ。健康課題に対しては、生活環境の整備や障害症状の維持・悪化防止の対策に取り組み、生き甲斐や充実感のある暮らしが実現するように援助した。また、嚥下機能の低下が課題となっており、誤嚥性肺炎を防ぐことを重視して取り組んだ。

施設入所や在宅の障害のある被害者を訪問するふれあい活動については、障害者施設やサービス付き高齢者向け住宅等で生活している被害者への訪問などが行われた。

### (4) 協力体制

#### ① 行政協力

「三者会談」や「三者会談」救済対策推進委員会については、対面により開催し、「あり方」に基づく事業推進の行政協力として、主に被害者の保健・医療及び生活に関わる施策の充実を要請した。

障害者総合支援法と介護保険法の適用関係に係る問題については、関係4課の事務連絡「(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」(2019.1.10)を活用して、介護保険優先原則に係る具体的課題の解決に取り組んだ。現在のところ多くの被害者は適切なサービスを受けられる状況となっているが、窓口課を通じて適切なサービスを利用できるよう対応した事例もあり、引き続き介護保険移行後の状況を把握することも重視して取り組んだ。

4項目の「行政協力の仕組みづくり」に関しては、都道府県・政令市・特別区など全国自治体を対象にした「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」が開催され、オンラインでグループ討論が行われ、多くの自治体が参加するなどの成果があった。また、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(2014.8.28 食安企発 0828 第2号)及び「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(依頼)」(2014.12.3 食安企発 1203 第2号)の活用を促進した。また、高齢期の被害者の課題に対する総合的な相談については、地域包括支援センター等による支援が重要となることから厚生労働省健康・生活衛生局総務課及び老健局関係3課の事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について(依頼)」(2024.6.21)を活用して、地域包括支援センターの関係者が集まる会議等でひかり協会の事業説明を行う取組を進め、行政や関係機関との連携を促進した。また、「行政協力パンフレット」「関係機関向けパンフレット」(2024年9月改訂)を活用した。

なお、厚生労働省(障害者雇用対策課)との定期協議については、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に基づき2025年度をもって終了した。

#### ② 守る会の協力

本部二者懇談会では、2026年度事業計画・予算に対する意見・要望及び「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に基づく「運営・体制の移行計画」(以下、「移行計画」)(案)の作成などについて懇談した。

現地二者懇談会においても、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に基づいた「自主的健康管理

の援助要綱」(改正案)や「救済事業協力員制度要綱」(改正案)など、2026年度以降の取組についての検討や2つの重点事業の実施及び行政協力懇談会をはじめ行政協力を推進するために必要な協議を、守る会の協力を得て行った。

また、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」(以下、「対策対象者名簿」)へ氏名を載せる取組についても、守る会の協力を得て推進した。

### ③ 専門家の協力

救済事業専門委員会においては、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に基づいた「自主的健康管理の援助要綱」(改正案)や「救済事業協力員制度要綱」(改正案)など2026年度以降の取組などについて意見を求めた。また、「被害者実態把握調査2025」の分析・評価の仕方などの検討について協力を得た。認定委員会には、飲用認定申請に係る審査・判定で協力を得た。

地域救済対策委員会においては、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に基づいた「自主的健康管理の援助要綱」(改正案)や「救済事業協力員制度要綱」(改正案)など2026年度以降の取組などについて意見を求めた。また、2つの重点事業の取組の具体化に対する協力を得た。さらに、「私の生活設計と協会援助プラン」に基づく対象者への相談対応や事例検討、及び自主的健康管理の援助の対象者に対する必要な専門的相談援助やブロックの研修についての協力を得た。

地域連絡協議会は対面とWebの混合により開催し、2024年度疫学研究報告や高齢期の課題に対する総合的な相談活動について意見交流した。

### ④ 「三者会談」の三者の協力

三者会談確認書に基づく恒久救済事業が充実するよう引き続き三者に協力を要請し、第三次10ヵ年計画の取組の促進を図った。

また、第192回「三者会談」救済対策推進委員会において疫学研究結果について三者の合意を得て公表した。

## (5) 法人の運営と体制

公益財団法人として、公益性を重視した事業運営のために必要な内部監査及び現地指導・援助を実施した。評議員会及び理事会については、Webと対面の混合で実施した。

全ブロック共通の事務については、可能な限り本部集約による合理化を進めた。

人材育成については、ブロック単位の研修を重視するとともに、新規採用職員研修及び入職3年以内職員研修を各2回(前期・後期)に分けて対面で実施した。また、新地区センター長及び新副地区センター長研修も対面で実施した。

本部事務局体制の改編後の運営については、事務局長・事務局次長の連絡調整会への出席や、事務局長・事務局次長と両本部主任による連絡会、本部事務局会議の定期開催などにより、本部事務局運営の強化を図った。また、本部職員へ移行した常勤理事の担当実務や、守る会との「覚書」締結に基づく守る会機関紙「ひかり」の発送業務などを実施した。

## (6) その他

「終生にわたる事業と運営・体制の構想」と2024年疫学研究報告を掲載した「恒久救済」誌を発行した。「ひかり協会50年の歩み」を刊行した。また、9月7日に開催された事件発生70周年記念式典・合同慰霊祭に協力した。

## 2. 対象者数

被害者救済事業の対象者数は、次のとおりである。(2026年2月末現在)

○対象者数：13,464名

○常時協会と連絡を希望する対象者(アンケート①対象者)数：5,103名

### 3. 2026年度（第三次10ヵ年計画後期2年度）の取組

#### (1) 事業と運営・体制の基本

- ① 第三次10ヵ年計画後期2年度の事業として、「あり方」及び「あり方」に基づく金銭支給・助成の基準(以下、「金銭給付基準」)に基づき、自主的健康管理の援助事業と障害のある被害者の生活設計実現の援助事業（以下、2つの重点事業）を中心に各種の事業・運営の課題に適切に取り組む。
- ② 2つの重点事業については、自主的健康管理の援助要綱と障害のある被害者の生活設計実現の援助要綱（以下、2つの援助要綱）に基づき、事業を計画的に実施する。なお、自主的健康管理の援助事業は、改正した「自主的健康管理の援助要綱」と「救済事業協力員制度要綱」に基づき事業を計画的に実施する。
- ③ 「移行計画」（案）の検討を守る会及び専門家の協力を得て行う。
- ④ 「被害者実態把握調査 2025」の集計結果に関する分析・評価を救済事業専門委員会に諮問し、答申を求める。分析・評価の結果については、今後の事業に活用するとともに、理事会の承認を得て「恒久救済」誌に掲載する。
- ⑤ 医療費等入力システムを活用し、正確で効率的な医療費等の支給を行う。そのために、医療制度の変更への対応だけでなく、必要なプログラム改修を検討する。
- ⑥ 理事会の諮問を受けて活動する特別委員会「資料の保存・活用検討委員会（仮称）」の設置に向けて委員構成や検討方針等を検討する。
- ⑦ 各地区センター事務所においては第三次10ヵ年計画遂行のための適切な業務分掌と、副地区センター長に必要な分任を行い、地区センター長を中心に事務所運営の充実を図る。
- ⑧ 7地区センター事務所体制による適切な事業実施に向けて、公益性・透明性を重視した内部監査を行う。またブロックの事業・運営の課題については、現地指導及び地区センター長と協議のうえ、必要に応じて本部より援助を行う。
- ⑨ 本部事務局においては、事務局長・事務局次長・本部主任の連携を強化して日常的に事務局長を補佐する体制をつくり、連絡会・本部事務局会議の定期開催により重要課題の共有を図るなど、本部事務局の運営を強化する。
- ⑩ 今後の救済事業を支える人材育成については、ブロック単位の研修を重視するとともに、新規採用職員研修及び入職3年以内職員研修を継続する。
- ⑪ 事務局会議にて地区センター長を対象とした管理職研修を実施する。また、必要に応じて新地区センター長及び新副センター長研修を実施する。
- ⑫ 合理的・効率的な会議運営のため Web 会議システムを活用する。

#### (2) 2つの重点事業の推進

##### ① すべての被害者の自主的健康管理の援助

自主的健康管理の援助の主な事業として、医療費など保健・医療費を支給する。

○医療費支給額：341,436千円

○健康管理費支給額：31,240千円

改正した「自主的健康管理の援助要綱」に基づいて、事業を計画的に実施する。

協力員による原則としてアンケート①被害者全員を対象にした健康づくりの「呼びかけ」活動に取り組むため、守る会の協力を得て現地二者懇談会において、協力員の体制と活動の継続・充実を図る。

協力員研修会議では、改正した「自主的健康管理の援助要綱」と「救済事業協力員制度要綱」等の内容を周知し、引き続き仲間としての「呼びかけ」活動などの実践交流や高齢期の医科・歯科の課題、介護保険制度などの学習を行い、協力員活動が円滑に行えるように取り組む。また、「移行計画」（案）について検討する。なお、必要に応じて Web 会議システムを活用して実施するなど、工夫して取り組

む。

健診（検診）の受診勧奨を含む協力員による「呼びかけ」活動など連帯して健康を守る取組を重視する。また、肝炎ウイルス陽性者を専門医療機関につなげる取組や、禁煙対策などについて専門家（相談員など）の協力を重視する。

個々の被害者に対しては、がん検診や特定健康診査などを活用する被害者への援助を行いつつ、引き続き主体的な健康管理の取組を重視する。健診（検診）結果に対するアドバイスを希望する被害者については、専門家（相談員など）の協力を得て取り組む。また、被害者の年代に即した生活習慣病（がん・糖尿病・心臓病・脳血管疾患など）や精神疾患、フレイル、認知症などの健康情報について、専門家の協力を得て、会報「ふれあい」への掲載や現地事務所の広報活動を行い、健康管理の取組を促進する。

高齢期の課題に対する総合的な相談については、保健師など行政や地域の社会資源を主体的に活用できるよう援助する。また、厚生労働省健康・生活衛生局総務課及び老健局関係3課から2024年6月発出の事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について（依頼）」や関係機関向けパンフレット（2024年改訂）を活用し、窓口課及び地域包括支援センターなど地域の相談窓口との連携を推進する。

## ② 障害のある被害者の生活設計実現の援助

障害のある被害者の生活設計実現の援助の主な事業として、生活手当など生活保障援助費を支給する。

### ○ひかり手当

- ・生活手当支給額：308,424 千円
- ・調整手当支給額：92,006 千円

### ○後見・介護費

- ・後見等援助費支給額：23,810 千円
- ・介護福祉利用費支給額：23,741 千円

「障害のある被害者の生活設計実現の援助要綱」に基づいて、事業を計画的に実施する。ひかり手当・健康管理費特1級の対象者に、本人・親族の主体的な取組を重視しながら、本人の意思が尊重され心豊かに暮らしていけるように、個々の「私の生活設計と協会援助プラン」の取組を促進する。変化に対応するため生活設計を見直し、短期的な計画を立て援助する取組に重点を置く。「人権が守られ安心・安全な暮らしであるか」という視点で実態を把握し、課題を明確にしつつ本人の意思を尊重し、その決定を支援することをより重視して取り組む。行政機関をはじめ社会資源を活用した「協会援助プラン」を対象者と作成し確認する。

また、糖尿病など生活習慣病を抱える知的障害や精神障害の対象者及び肢体障害の対象者に対しては、充実感のある暮らしのための取組の一環として、健康課題について相談を行い、「私の生活設計と協会援助プラン」に基づき計画的に取り組む。

介護保険優先原則に係る課題については「介護保険優先原則に係る課題に対する取組指針」に基づき、関係4課の事務連絡「（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」（2019.1.10）を活用して解消に取り組む。また、介護保険サービスの利用後の状況や新たな利用の状況を把握することを重視し、課題があれば解決に取り組む。

後見・介護の事業を充実させるために、成年後見制度の活用や日常生活自立支援事業の活用に対する援助事業を実施する。

これらの事業を円滑に実施するため、救済事業の基本である相談事業を推進し、効果的に取り組む。

そのための専門家による相談援助も充実する。また、行政協力を得て、ネットワーク会議、施設入所等の事前協議、保健・福祉・労働などの行政サービスや社会資源の活用など、地域の支援ネットワークを構築し機能するように取り組む。

「サービス等利用計画」作成については、行政協力も得て指定特定相談支援事業者(相談支援専門員)との連携を重視する。「ケアプラン」の作成については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者(介護支援専門員)との連携を図り、対象者が必要としている支援内容やサービスの利用意向を反映するように取り組む。

### (3) 協力体制の強化

第三次 10 ヶ年計画の推進に必要な協力を得る。なお、必要に応じて Web 会議システムを活用して協力を促進するなど、工夫して取り組む。

#### ① 行政協力

社会保障制度などの改革を踏まえた行政協力が、改正した自主的健康管理の援助要綱及び障害のある被害者の生活設計実現の援助要綱に即して、引き続き充実・発展するよう取り組む。そのため、厚生労働省主催の「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」の充実や厚生労働省通知の活用、都道府県行政協力懇談会での要請などの「行政協力の仕組みづくり」の実践がより充実するよう、「三者会談」等を通じて取り組む。なお、厚生労働省(障害者雇用対策課)との定期協議の終了にあたって確認した「ひかり協会の救済事業に対する 39 年間の労働行政の協力について」を「三者会談」で報告する。

「私の生活設計と協会援助プラン」に基づくネットワーク会議や施設入所等の事前協議の実施、保健・福祉・労働などの行政サービスの円滑な利用、「対策対象者名簿」登載被害者に対する市区町村における適切な相談対応などを、行政協力のための「対策対象者名簿」及び「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者要請内容」(以下、「対策対象者要請内容」)を活用して促進する。特に、障害のある被害者以外で高齢期の課題に対する総合的な相談に対しては、都道府県・市区町村窓口課による関係部局及び関係機関と連携した適切な相談対応が行われるように、厚生労働省健康・生活衛生局総務課及び老健局関係 3 課から 2024 年 6 月発出の事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について(依頼)」を活用して行政協力の仕組みづくりを促進する。また、対象者が障害者総合支援法及び介護保険法に基づく制度などを円滑に利用できるよう、行政協力パンフレット(2024 年改訂)を活用して、都道府県と市区町村への一層の理解と協力を要請する。

自主的健康管理の援助の取組としても、自治体のがん検診や各医療保険者の特定健康診査・特定保健指導、健康日本 21(第三次)、がん対策推進計画、肝炎対策などに対象者が主体的に参加・活用できるように、関係行政機関の理解と協力を進める。

○「三者会談」及び「三者会談」救済対策推進委員会：5 回

○行政協力懇談会：52 回

#### ② 守る会

「移行計画」(案)について、本部二者懇談会などで守る会と懇談する。

守る会の協力を得て、ブロック全体を視野に入れて救済事業を促進するため、ブロック二者懇談会を重視する。また、救済事業に対する主体的な協力を基本にした、「事業推進の軸」(二者懇談会と協力員)の活動を重視する。

現地二者懇談会において、「移行計画」(案)について検討を要請する。「対策対象者名簿」へ氏名を載せる取組についても、引き続き守る会と協力して推進する。

救済事業に影響する社会保障制度改革、介護保険優先原則に係る課題、保健所及び障害福祉・高齢福祉などの関係課との連携などに対し、行政協力懇談会などにおいて守る会と協力して対応する。

○本部二者懇談会：2 回、現地(ブロック)二者懇談会：72 回

### ③ 専門家

「ブロック制実施要綱」に基づき、専門家に必要な協力を要請する。

救済事業専門委員会に対して、「移行計画」(案)や「被害者実態把握調査 2025」の集計結果に関する分析・評価などについて検討を要請する。専門家の協力を効果的に得るため、保健医療関係部会と社会保障関係部会を各2回開催したうえで救済事業専門委員会を2回開催する。

地域救済対策委員会に対しては、「移行計画」(案)についての検討をはじめ、2つの援助要綱に基づく重点事業の推進に向けた取組の具体化への協力を求める。また、「私の生活設計と協会援助プラン」に基づく対象者への相談対応と事例検討及び自主的健康管理の援助対象者への必要な専門的相談援助を計画的に進める。相談員には、障害のある被害者に対する地域の支援ネットワークづくりや健康課題に対する訪問相談や肝炎ウイルス陽性者に対する専門医療機関での受診勧奨や禁煙対策の促進などの専門的相談援助の協力を求める。

地域連絡協議会では、各地の地域救済対策委員会の取組や具体的な事業内容及び「移行計画」(案)についての意見交流を行う。

○救済事業専門委員会及び保健医療・社会保障部会：6回

○地域救済対策委員会：62回

○地域連絡協議会：1回

### ④ 「三者会談」の三者の協力

保健医療制度や障害者総合支援法などの社会保障制度の改革など、救済事業に大きな影響を及ぼす制度改革や行政組織の改編が進められており、三者会談確認書に基づく恒久救済事業が充実・発展するよう、引き続き三者に協力を要請し、「あり方」・「ブロック制実施要綱」・第三次10ヵ年計画の取組の促進を図る。

### (4) 社会福祉施策の動向を踏まえた対応

障害のある被害者には、障害者総合支援法及び介護保険法などに関する情報提供を適切に行う。また、社会保障制度の大きな変化に対応して、必要な場合には協会事業の見直しを行う。この見直しは二者懇談会を基本に、守る会との合意と専門家の協力を得て検討することとし、「あり方」に基づく「金銭給付基準」の改正は必要に応じて理事会が決定する。これ以外の保健・医療・介護などの制度改革についてもその動向を踏まえて、同様に検討し対処する。

## II. 調査・研究の実施と公表に関する事業（公益目的事業2）

救済事業を被害者の実態に即したものにするために、大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座公衆衛生学に委託し、アンケート①グループの死亡とがん罹患の分析を行う調査を継続する。

## III. 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業（公益目的事業3）

森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領にしたがって、都道府県の窓口の協力を得て申請の受付を行い、協会の認定委員会において審査を行う。また、協会のホームページに飲用認定の事業内容を掲載し、認定希望者への情報提供を行う。

## 具 体 的 事 項

具体的事項は、「ブロック制実施要綱」の業務の見直しの基本に立って、事業の重点を明確にして実施する。現地における事業実施は、ブロック全体を視野に入れ、地区センター長の責任において、2つの援助要綱に基づく重点事業の推進に向けて取り組む。なお、行事等については、Web 会議システムを活用するなど、工夫して取り組む。

### 1. 相談事業

「あり方」の相談事業の基本にしたがって計画・実施する。そのため地区センター長は、事業の基本に則り、主体的に作成した計画と実践が相違しないよう、ブロックの事業・運営を充実する。

#### (1) 自主的健康管理促進と協力員活動

個々の対象者が健康の主体者として疾病の一次予防などの自主的健康管理と治療を促進するよう、必要な相談活動を行う。また、以下のとおり、改正した「救済事業協力員制度要綱」に基づく協力員活動など、被害者の主体的で連帯した取組を行う。

- ① 基礎検診・がん検診の受診者の増加及び受診の定着が進むように対策を立て、検診受診の促進に取り組む。取組に当たっては、健診(検診)の重要性やがん検診の利益・不利益についての情報提供をていねいに行う。また、口腔衛生・口腔機能の維持・向上については、年2回以上定期的にかかりつけ歯科医での受診を勧奨する。
- ② 肝炎ウイルス陽性者を専門医療機関に結びつける取組を、相談員の協力を得て継続する。
- ③ 協力員活動を通じて、対象となる被害者(原則としてアンケート①対象者)全員に対し健康についての「呼びかけ」を行い、自主的健康管理の向上をめざす。

○救済事業協力員：700名

- ④ 「呼びかけ」活動を通じて、健診(検診)受診や事業参加の勧奨、「これからの私」も活用した健康についての話題交流など、被害者同士の対話を重視して「連帯して健康を守るネットワークづくり」を促進する。「呼びかけ」活動で把握できた対象者の健康状態やニーズ、専門的な相談が必要と思われることなどについては、速やかな相談などの事業実施を図る。また、協力員自身が、現地交流会や健康懇談会など協会事業に参加することも推奨する。
- ⑤ 改正した「救済事業協力員制度要綱」に基づく活動に対する協力員の理解・協力では、ブロックを重視した協力員研修会議の充実を図る。協力員研修会議では、専門家や行政の協力を得て行う高齢期の医科・歯科の課題や健康づくりに関する学習、介護保険制度など社会保障制度の学習を行い、「呼びかけ」活動における被害者同士の対話に活かされるように取り組む。また、協力員に対して「移行計画」(案)について意見を求める。
- ⑥ 被害者の自発的な健康学習の取組や連帯して健康を守る取組が進むように、協会の健康懇談会の事業を実施する。

健康懇談会は、生活習慣病の予防や重症化防止、フレイル、認知症、骨粗しょう症などを課題として取り上げたり、「これからの私」を活用したりして、被害者の自主的健康管理の意識の向上につなげる。また、健康懇談会の内容については、現地二者懇談会や協力員研修会議の討議を経ることによって、守る会役員や協力員などの協力を求める。さらに健康懇談会を通じて、地域の健康づくり活動や自主的グループ活動につながったり、地域包括支援センターや地域の様々な社会資源を活用できたりするよう支援を行う。

○健康懇談会：38回

⑦ 地域ごとの協力員同士のつながりを強め、また守る会の協力を得て、自主的健康管理に関する自主的グループ活動を活性化するなど、「連帯して健康を守るネットワークづくり」の具体化を図る。助成金の支給については、「自主的救済活動促進助成金支給実施要綱」に基づいて行う。

(2) 生活設計実現の援助の推進のための活動

ひかり手当・健康管理費特1級の対象者の、健康と自立の課題に対しては、以下のとおり個々の「私の生活設計と協会援助プラン」に基づき、より系統的で充実した相談活動を、年間計画を立て計画的に行う。

- ① 被害者本人・親族が主体的に参加する相談活動を充実させ、協会と被害者・親族との信頼関係を一層深める。障害者総合支援法や介護保険制度、成年後見制度などについて、都道府県窓口課及び市区町村と連携して活用を促進する。
- ② 「私の生活設計」は、対象者が「誰と、どこで、どのように暮らすか」を「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」に基づき自らの意思で選択・決定できるよう援助することを基本とする。障害・症状の悪化や新たな病気の罹患、家族状況の変化などがあっても、本人の意向や願いが「私の生活設計」に具体的に描けるように援助する。「私の生活設計と協会援助プラン」は基本的に対象者全員が1年に1回作成し、振り返りを行う。急な入院・手術の手続き、終末期の医療や支援などについて、事前の意思確認や意思決定に関わる支援者への働きかけなどの取組を、対象者の状況に応じて支援する。

「生活の場」や「後見的援助者」の確保や変更が必要な対象者については、課題の早期実現を図る。

「生活の場」の確保に関しては、厚生労働省の事務連絡「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(2016.9.26)を活用し、介護保険施設やサービス付き高齢者向け住宅など高齢者施設も選択肢に入れて実現を図る。後見的援助者による身上保護や意思決定支援などの支援内容に課題がある場合には、その充実・補完を図れるよう援助する。

災害等緊急時の対応については、「障害のある被害者の地震等災害時対策に係る取組資料」(2015.3.8 第182回理事会)を参考に、行政の施策の活用を進める。さらに、災害発生時には「防災及び災害時復旧マニュアル」に基づいて対策を進める。

- ③ 「私の生活設計と協会援助プラン」に基づき、充実感のある暮らしのための取組の一環として、糖尿病などの生活習慣病や二次障害などの健康課題に取り組む被害者については、行政保健師や訪問看護師など社会資源の活用や、理学療法士・作業療法士・保健師などの地域専門委員及び相談員を確保することによる専門的相談の充実など、地域の支援ネットワークの強化にも継続して取り組む。糖尿病など生活習慣病を抱える知的障害や精神障害の対象者に対しては、主治医の治療方針と協会や支援関係者の取組が一致するように連携を重視する。二次障害やその不安を抱える肢体障害の対象者に対しては、専門医療機関との連携や訪問リハビリの利用を図る。また、個別訪問や症状別課題別懇談会において、理学療法士など専門家による評価と身体機能の維持・改善、日常生活の動作の改善、補装具や環境整備への助言、障害福祉サービスの活用への助言などの専門的な助言・指導を重視して取り組む。生活習慣病の悪化及び二次障害の出現・悪化の不安や生活の支障を感じていない対象者に対しても、専門家や専門医療機関とつながることを促進し、対象者本人が日常生活を改善したり障害・症状の変化を自覚できたりするように取り組む。
- ④ 口腔機能・口腔衛生の維持は、高齢期の障害のある被害者にとって重要であるため、特に誤嚥性肺炎を防ぐことを重視して取り組む。
- ⑤ 地域救済対策委員会の協力を得て、事例検討の充実及びネットワーク会議の活性化を推進する。また、介護保険制度の専門家を地域専門委員(可能ならば地域救済対策委員)として委嘱するよう取り組む。

- ⑥ 生活設計実現の援助の取組を推進するために、個別の相談対応とともに症状別課題別懇談会を効果的に実施する。

○症状別課題別懇談会：12回

- ⑦ 被害者対応の基本に係る相談事業に関する職員研修を、ブロック単位を基本にブロックの課題に即して実施する。また、高齢期の被害者の課題などをテーマにして、専門家の協力も得ながらブロックの研修を実施する。さらに、2023年度相談業務グループ研修や2024年度管理職研修及び2025年度生活設計担当者会議の成果を活かし「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」に基づく高齢期の障害のある被害者の相談の充実を図る。

### (3) 行政施策、社会資源の活用

支援ネットワークなどに必要な行政や社会資源の相談体制を確保し連携するため、次の活動を総合的に検討・計画し実施する。

- ① 障害のある被害者に対する保健・医療・福祉・労働などに関わる、協会・行政・地域の社会資源による複層的な支援ネットワークづくりを進める。また、障害の重度化や病状が悪化した場合の入院を含む医療や、介護力の低下・消失によるショートステイの利用、地震などの災害時対策など緊急時の対応も含めてネットワーク機能を活かす。
- ② 職員と相談員は協力して、後見人、自治体の保健師・ケースワーカー・職業相談員、病院・施設の相談員、相談支援専門員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、主治医や訪問看護師、ヘルパー、民生委員などと日常的に連携し、ネットワークの支援内容を充実させる。そのために必要な相談員体制を確保する。
- ③ 都府県窓口課を中心とする行政協力懇談会を定期開催し、社会保障制度改革の関連と影響を重視しつつ、「行政協力の仕組み」を通じて、保健所・市区町村・福祉事務所・職業安定所などとの連携を強める。厚生労働省通知に基づく「対策対象者名簿」の管理・活用を行う保健所や、労働局・職業安定所が中心になって、障害のある被害者などに対する保健・医療・福祉・労働などの総合的なサービス実施を促進するよう取り組む。特に保健所と市区町村との連携が促進されるように、また、第三次10ヵ年計画の推進に必要な行政協力を得るため、厚生労働省通知や行政協力パンフレットを活用する。
- ④ 指定特定相談支援事業者や居宅介護支援事業者との連携を重視し、「私の生活設計」に基づく本人のニーズを、サービス等利用計画やケアプランの作成・見直し及びサービスの支給決定に反映させるように取り組む。サービス担当者会議やモニタリングについても、重要な相談支援として重視する。また、これらの相談支援は、成年後見人などが行う身上保護を補完する役割としても重視する。必要に応じて、地域相談支援を行う指定一般相談支援事業者や基幹相談支援センター、また地域包括支援センターなどの介護保険関係機関との連携も進める。さらに、地域包括支援センター職員の会議や研修などの機会にひかり協会の事業説明を行い、地域の関係機関との連携が円滑に行えるように取り組む。

そのために、厚生労働省健康・生活衛生局総務課及び老健局関係3課から2024年6月発出の事務連絡「森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への対応について（依頼）」及び関係機関向けパンフレット(2024年改訂)を積極的に活用する。

- ⑤ 障害のある被害者の虐待を発見したとき（疑わしい場合も含む）には、速やかに障害者虐待防止センターなどに通報するとともに、連携して解決に向けて取り組む。
- ⑥ 高齢期の課題に対応する総合的な相談については、行政や地域の社会資源（関係機関など）を主体的に活用できるように援助することを基本とする。公的施策や地域の社会資源に結びつくことが困難な被害者については、「対策対象者名簿」や必要に応じて「対策対象者要請内容」を活用して、行

政や地域の社会資源などにつながるように個別の対応を行う。被害者が自ら自治体の保健事業などの利用を希望したときは、保健事業等が円滑に行われるように市区町村との連携を図る。

## 2. 保健・医療事業

「あり方」の保健・医療事業を、「ブロック制実施要綱」に示す業務の見直しの基本にしたがって計画的に実施する。被害者が健康の主体者として自主的健康管理と治療に取り組めるよう協会としての事業を行うなど、改正した「自主的健康管理の援助要綱」に基づく保健・医療事業を推進する。

### (1) 自主的健康管理の援助

すべての被害者の自主的健康管理の援助事業を次のとおり実施する。

- ① 「ひかり協会検診事業推進要綱」に基づく公的健診（特定健康診査などを含む）・職場健診の受診を基本とする。障害のある被害者を対象に、協会による検診を実施する。かかりつけ医で定期的に検査を受け必要な検診項目を受診している場合を除き、すべての被害者が毎年健診（検診）受診するよう働きかけ、改正した「自主的健康管理の援助要綱」に基づき健診（検診）受診の促進と定着を図る。また、受診勧奨にあたっては、がん検診の利益・不利益などを含めていねいに情報提供する。過去3年間健診（検診）未受診・未把握となっている対象者には、個別に文書または電話で受診勧奨する。ただし、障害が重度で受診が困難である場合、がんの手術後等で検査が負担になったり経過観察中で定期検査を受けたりしている場合、がん検診の利益・不利益を考慮して受診していない場合などは、一律に勧奨することを前提とせず、かかりつけ医の意見や対象者の意向を基に判断する。

退職などにより医療保険の種類が変わっても特定健康診査に円滑に移行できるように、保険種別の変更の把握を行い適切な情報を提供するなど、被害者の状況に応じて継続して受診できるように取り組む。生活習慣病などに留意し、特にがん検診については重視する。また、特定健康診査では協会が定める基礎健診に対して不足する検査項目があるため、追加検査の必要性を周知する。

また、近くにかかりつけ医・かかりつけ歯科医をもつことや、かかりつけ薬剤師・薬局の相談機能などについて情報提供し、日常的な健康管理と病気の早期発見・早期治療に結びつける。

- ② C型肝炎ウイルス陽性者を肝炎診療ネットワーク（都道府県連携拠点病院、専門医療機関、及び専門医療機関と連携した協力医療機関）につなげ、受療状況の把握を行うことに重点を置いて相談活動を行う。肝炎ウイルス検査を受診した場合の検査費用の援助については継続する。

たばこについては、肺がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防のために、禁煙や受動喫煙防止についての意識向上や、禁煙に関心のある被害者に対して禁煙外来のある医療機関や禁煙に係る情報提供に取り組む。禁煙に取り組んでいる対象者には、職員や相談員から個別に文書や電話で働きかけ、禁煙が継続するように取り組む。

- ③ ひ素中毒特有の病変（点状白斑、角化症）など皮膚症状のある被害者については、継続してリスト化し状況を把握する。皮膚特別検診の対象者のうち検診を希望する対象者には、3～4年に1回継続的に受診するように勧奨する。
- ④ 口腔衛生と口腔機能の維持・向上は、心身の健康と質の高い生活を保持する上で基礎的かつ重要な役割を果たしており、高齢化を迎えるに当たり一層重視する。特に、障害のある被害者は加齢に伴い誤嚥性肺炎が増加しており、保健師や相談員（歯科衛生士・言語聴覚士など）による専門的指導を重視する。アンケート①対象者全員が、歯石除去や表面清掃など一次予防として、年に2回以上定期的にかかりつけ歯科医で受診するよう勧奨する。協会の歯科検診を希望する場合は、「ひかり協会検診票（歯科検診）」に基づく検診が受診できるよう対応する。
- ⑤ 健診（検診）結果に対するフォローを希望する被害者に対しては、かかりつけ医との相談を促すことも重視したうえで地域救済対策委員や相談員の協力を得てアドバイスを行う。アドバイスを行う

にあたっては、2022 年度に検討・整理した「自主的健康管理の援助要綱に関わる健診(検診)受診結果に対するアドバイスについて」を踏まえて取り組むことを重視する。

- ⑥ 「私の健康ノート」に日常の身体・健康状態や検診・治療状況の記録、健康に役立つ情報などをファイリングしたり、「これからの私」を活用して被害者が「こうありたい」と願う生活を送るために自身の変化に気づくことを通じて、被害者が健康の主体者として連帯して健康づくりに取り組めるように援助する。そのため健康懇談会や現地交流会、ブロック広報紙などで活用を促進する。
- ⑦ 障害のある被害者の健康課題に対して、保健相談活動が行われるよう取り組む。そのため、協会の相談員とともに、行政保健師などによる対応や訪問看護師の活用を促進する。

二次障害を抱える肢体障害の対象者、糖尿病など生活習慣病を抱える知的障害や精神障害の対象者に対しては、予防や重症化防止など計画的・継続的な相談援助を重視する。また、「知的障害・精神障害等のある被害者の生活習慣病の治療と予防及び低栄養の予防・改善のための配食サービス利用体験の援助要綱」に基づき、生きがいや充実感のある暮らしのための健康課題の取組を支援する。

#### (2) 公的施策の活用

被害者の自主的健康管理が促進されるよう、都道府県策定の「がん対策推進計画」や「都道府県健康増進計画及び市区町村健康増進計画」などの公的施策活用のため、行政との連携や医療機関との協力関係の一層の充実に取り組む。

#### (3) 保健・医療費支給基準に基づく事業実施

「あり方」に基づく「金銭給付基準」の保健医療費の支給を行う。これについては、「ブロック制実施要綱」に沿って、地区センター長が円滑に判断、事業実施できるように取り組む。

### 3. 生活の保障・援助事業

「あり方」の生活の保障・援助事業を、「ブロック制実施要綱」に示す業務の見直しの基本にしたがって計画的に実施する。被害者・親族の主体性を引き出しながら、本人の意思が尊重され心豊かに暮らしていけるように計画を立て実現に向けて援助するなど、「障害のある被害者の生活設計実現の援助要綱」に基づく生活の保障・援助事業を推進する。

#### (1) 生活設計実現の援助

生活設計の実現を援助する事業を次のとおり実施する。

- ① 施設入所・グループホーム等の利用を希望する対象者全員に対する対象者本人・親族と担当福祉行政などとの協議で、厚生労働省通知(2013.2.27 食安企発 0227 第1号)、障害福祉課との連名による通知(2013.2.27 食安企発 0227 第2号・障障発 0227 第2号)、老健局との連名通知(2013.2.27 食安企発 0227 第3号・老高発 0227 第1号・老振発 0227 第1号・老老発 0227 第2号)、及び関係6課の連名による厚生労働省事務連絡(2016.9.26)を活用して、円滑な入所・利用を促進する。
- ② 個々の対象者に対する保健・医療・福祉・労働などの地域の支援ネットワークづくりを進め、被害者及び親族が主体的に活用できるよう援助する。

#### (2) ひかり手当及び後見・介護費支給基準に基づく事業実施

- ① 「あり方」に基づく「金銭給付基準」のひかり手当及び後見・介護費の支給を行う。これらについては、「ブロック制実施要綱」に沿って、地区センター長が円滑に判断、事業実施できるように取り組む。
- ② 成年後見制度や日常生活自立支援事業、後見的援助者の確保に係る援助事業を活用し、後見的援助者の確保などの取組を促進する。

#### 4. 生活充実支援事業

相談、保健・医療、及び生活の保障・援助などの各事業の実施と関連させ、充実感があり安心・安全な生活を送るうえで、障害の状況に合わせた個別性の高い日中活動を充実するための支援を行う。

##### (1) 日中活動の充実への援助

(旧) 労働省通知(1985.3.25 障対第4号)に基づく労働行政や、就労・日中活動支援事業所などの地域の社会資源を活用し、働く場の確保や就労の安定・継続の援助を行う。就労以外の多様な社会参加や生活充実を望む対象者に対しては、公的制度や地域の社会資源の活用を基本にし、行政協力を得て障害者総合支援法や介護保険制度の事業も活用しながら、日中活動の充実を図る。

##### (2) 生活充実支援支給基準に基づく事業実施

「あり方」に基づく「金銭給付基準」の生活充実支援費の支給を行う。これらについては、「ブロック制実施要綱」に沿って、地区センター長が円滑に判断、事業実施できるように取り組む。

○生活充実支援費支給額：2,719千円

#### 5. その他の救済事業

##### (1) 現地交流会

守る会の協力を得て、被害者が交流討議する現地交流会を、原則として都府県ごとに開催する。開催に当たっては、2つの援助要綱に基づく重点事業を推進するための課題、「移行計画」(案)の説明などの取組を、現地二者懇談会で検討して実施する。また、医療的ケアや安全対策を要する重度の障害・症状のある被害者が、現地交流会などの行事に参加する場合には、必要に応じて「協会事業参加に伴う安全対策に関するガイドライン」を参考に安全対策を講じる。障害のある被害者をはじめ高齢期の被害者の多くが参加しやすい開催となるように日帰り開催とし、遠方から参加する場合は前・後泊を可とする。また、Web会議システムを活用した実施など、工夫して取り組む。

○現地交流会：22回

##### (2) 自主的グループ活動

自主的グループ活動については、守る会の協力を得て、自主的健康管理に関する取組や障害のある被害者の社会参加・孤立防止を推進し、「連帯して健康を守るネットワークと障害のある被害者の地域での支援ネットワークづくり」の具体化を図る。「自主的救済活動促進助成金支給実施要綱」に沿って、外出のニーズの大きい障害のある被害者に対する、近隣への外出を支援する自主的グループ活動を守る会と協力して推進する。

また、重度の障害のある被害者などが参加する場合には、責任者に対して情報提供するなど、事前打ち合わせを重視する。

○自主的グループ活動：93回

##### (3) ふれあい活動

ふれあい活動は、障害のある被害者の地域での支援ネットワークづくりを進めるため、地域的に近い協力員による訪問を重視して、積極的かつ計画的に促進する。さらに参加した守る会役員や協力員が障害のある被害者とのつながりを深め、障害のある被害者を孤立させない活動として重視する。

○ふれあい活動：95回

##### (4) 広報事業

会報「ふれあい」については、より親しみやすく読みやすい紙面への改善を図り、年4回発行する。特に、2つの重点事業の推進に向けての取組、フレイルの予防やかかりつけ医等の重要性など、被害者の健康意識の向上につながる情報を掲載する。「移行計画」(案)については、会報「ふれあい」に概要を掲載して被害者など関係者に周知を図る。

また、「被害者実態把握調査 2025」の結果報告を掲載した「恒久救済」誌を発行する。

ホームページについては、「あり方」、第三次 10 ヶ年計画、会報「ふれあい」、2024 年度疫学研究報告、「被害者実態把握調査 2025」の結果報告、「ひかり協会 50 年の歩み」、行政協力パンフレットや関係機関向けパンフレット、医療関係費用申請書などを掲載し、必要な広報活動を充実させる。

#### (5) 業務の簡素化・効率化

第三次 10 ヶ年計画を推進するため、「救済業務の手引」の活用や諸規程の整備、本部報告の様式化などにより、業務の簡素化・効率化を進める。また、Web 会議システムについては、合理的・効率的な事務所運営のため、積極的な活用を促進する。

### 6. 公益法人制度改革への対応

2025 年 4 月に施行された改正「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき、内部規定の整備・点検を進め、法人運営の透明性向上と自主的・自律的なガバナンスの充実をめざす。

また、新しい会計基準への円滑な移行のため、情報収集などに取り組む。

## 第 53 期（2026 年度）事業計画書と定款の関係表

事業計画書	定 款
<b>基本的事項</b>	
<b>I. 被害者救済事業</b>	
1. 2025 年度（第三次 10 ヶ年計画後期 1 年度）の取組状況	
（1）ブロックの事業と運営の推進	第 4 条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
（2）自主的健康管理の援助	第 4 条（1）被害者の継続的健康管理に関する事業
（3）障害のある被害者の生活設計 実現の援助	第 4 条（3）被害者の生活保障又は援護に関する事業
（4）協力体制	第 4 条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
（5）法人の運営と体制	第 4 条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
（6）その他	第 4 条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 対象者数	
3. 2026 年度（第三次 10 ヶ年計画後期 2 年度）の取組	
（1）事業と運営・体制の基本	第 4 条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
（2）2つの重点事業の推進	第 4 条（1）被害者の継続的健康管理に関する事業 （3）被害者の生活保障又は援護に関する事業
（3）協力体制の強化	第 4 条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
（4）社会福祉施策の動向を踏まえた対応	第 4 条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
<b>II. 調査・研究の実施と公表に関する事業</b>	第 4 条（6）前各号の事業に関連する調査・研究の 実施と公表に関する事業
<b>III. 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業</b>	第 4 条（7）森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業
<b>具体的事項</b>	
1. 相談事業	第 4 条（5）被害者の健康・生活・職業等の相談、 判定及び指導に関する事業
2. 保健・医療事業	第 4 条（1）被害者の継続的健康管理に関する事業 第 4 条（2）被害者の治療・養護に関する事業
3. 生活の保障・援助事業	第 4 条（3）被害者の生活保障又は援護に関する事業 第 4 条（4）被害者の教育及び保護育成に関する事業
4. 生活充実支援事業	第 4 条（5）被害者の健康・生活・職業等の相談、 判定及び指導に関する事業
5. その他の救済事業	第 4 条（1）被害者の継続的健康管理に関する事業 第 4 条（5）被害者の健康・生活・職業等の相談、 判定及び指導に関する事業 第 4 条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
6. 公益法人制度改革への対応	第 4 条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業